

児童福祉に関する心理学的考察 (I)

— 福祉における主体と客体の相互性 —

調査研究企画部 網野 武博

要約:

本研究は、福祉マインドを考察し、自己と他者の相克を法制度上権利及び義務として実定化する過程、結果及び効果について心理学的に考察し、児童の権利、義務、責任にかかわる児童福祉的諸課題を福祉心理学的に検討することを目的とした。

本稿においては先ず、主体と客体の意義を、その相互性に焦点を当てて考察した。人間の自我を主体的自我、客体的自我の二つの機能として捉え、主体的自我と客体的自我の相互作用を通じて統合化された主体（自己自我）が、客体（他者自我）と相互作用を営むという二重の客体化によって、他者自我との相互理解、共感、役割期待や責任行使が促進され、この過程を経ることによって、真の客体理解がすすむとした。この視点から、絶対的価値論及び非価値・脱価値論における客体的自我への視点の欠如の問題を指摘し、自己と他者の両者の人間性の価値を受容する相対的価値論に立った福祉心理学的考察を加えた。

見出し語： 福祉心理学 児童福祉 児童の権利 主体と客体 相対的価値論

Psychological Study on Child Welfare I

Takehiro AMINO

For the purpose of considering child welfare tasks in reference to children's rights, duties and responsibilities, the author has been explicating the welfare mind and process, result and effects of implementating human rights and duties from psychological viewpoint. In this thesis, relative values theory and significance of interactionality between subject and object were examined. Dual objective process of human ego shall raise the base of mutual understanding, sympathy, role expectation etc.

Key words: Welfare Psychology Child Welfare Children's Rights Subject & Object Relative Values Theory

I 研究の目的

本研究では、福祉の理念、法制度、実践の原点にある福祉マインド：ヒトが自己の人間としての尊厳性と自己実現を求め、他者の人間としての尊厳性と自己実現を受容しようとする心理的機制：を考察すること、及びその実際の展開において生ずる自己と他者の相克を調整し、社会が法制度上権利及び義務として実定化することの過程とその結果及び効果について心理学的に考察する。こ

れを通じて、児童の権利、義務、責任が人間としてのそれとして認識され、受容されるための児童福祉的諸課題を福祉心理学的に検討することを目的とする。

II 研究の視点

今我々は、福祉国家とか福祉の時代に生きていると、しばしば言われる。福祉国家、福祉の時代等々と呼ばれる時代、社会は、これまでのいずれの時代、社会よりも、個人の生存、発達、自由（自己決定）及び利益の享

受が公平に、平等に認められていることが尊重されている時代、社会の管である。それは基本的人権や権利、あるいは自由の尊重を前提としている。このようなことは、歴史的な必然としてここに至っていると考えられており、とくに現代に生きる我々にとっては、基本的人権や権利、自由というような概念は過去の如何なる時代や社会よりもはるかに通用している。中でも基本的人権は、そもそも人間本来の、固有の権利であるとの主旨を聴く機会をしばしば持ち、それを容易に受け止める環境にあると言える。

これを、児童の権利、人権、ひいては人間の権利、人権という視点で捉えてみたい。今日児童の権利は、法制度上人権または基本的人権を基盤とし、あるいはこれと一体のものであるとされている。しかしその一方、児童と成人との相対的關係において、児童が人間としての諸権利を尊重されているとは言い難く、成人の権利保障と児童の権利保障との乖離は、今日においても依然変わらぬままに推移している。Key, E'の主張以来、20世紀は児童の世紀であると、次第に多くの人によって喧唱されてきた。やがてその20世紀も終わりに近づいているが、その通り児童の世紀であったと、どれ程の人が確言するのであろうか。

しかし1989年、国際連合が「児童の権利に関する条約」を採択し、各国の批准がすすみ、理念的には児童を権利の客体としてではなく主体として捉えることの意義が次第に浸透し始めた。それは、児童の真の人権保障の大きな一歩を踏み出したといえる画期的な意義を持つ。にもかかわらず、広く社会全般において、この潮流は必ずしも関心の高いものではなく、基本的には児童の権利保障の理念、実践ともにあまりにも多くの課題を残したままである。それと共に、もうひとつの乖離現象が生じがちである。それは、児童は言うに及ばず、個々の成人もしくは人間における権利と義務に関する法制度の進展と現実との乖離である。国際的に定められた「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する規約」そしてわが国の場合には「日本国憲法」や各法制度において基本的にまた様々な諸状況毎に保障されているにもかかわらず、いやむしろそれらの理念・目標、法制度とかかわりなくとさえ表現すべきであろうか、日常生活における我々の権利、義務、責任等に関する認識、理解もまた、甚だ心もとないものであることを、認めざるを得ない。

とすれば、基本的人権とはそもそも人間本来の、固有の権利と称することの意義はどこに、そしてどの程度あると言えるのであろうか。人権と呼ばれるものは、人類

の歴史において恒常的に存在する自己の生存や発達、幸福の追求、自己決定、自己の権限、自己の利益等々へのニーズと他者のそれらのニーズとの相克、対立に対し、その対応として相互関係において生ずる絶対的、一方的権能や利益を、相対的なものへと調整するために、様々な叡智が加えられる中で育まれてきたと考えられる。それが個々人の尊厳性や自己実現を尊重させ、個々人の生命の維持、幸福の追求、利益の享受等を相対的に公平で平等なものへと指向させた。その歩みこそが権利、義務、責任等の実定化、実態化であったと言える。

しかし歴史の必然的流れはこのようであっても、個々の人間にとっては、基本的人権や権利、自由を保障し、保障されるような生得的因子あるいは条件を付与されてその時代に生まれてはきていない。この点に関しては、如何なる時代、社会に生まれても、謂わば0からの出発である。ヒトとして生まれ、人間として育ち、発達していく過程において、他者との、社会との、即ち環境との接点で学習され、獲得されていくものである。その中核にあるものは、如何に自己の尊厳性や自己実現と、他者の尊厳性や他者の自己実現との相互性を認識し、それを尊重し、行為に移すかということであると考えられる。

筆者はこれまでの専門的、実務的経験を通じ、以上の視点からのアプローチを経て福祉心理学を確立する必要性を次第に強く抱くようになった。これまで、児童の権利の本質について若干の学際的考察を加え²、また目的のところで触れた福祉の理念、法制度、當為の原点にある福祉マインドを育てる人間学的、心理学的貢献の必要性について述べたことがある³。本稿ではこの観点を踏まえながら、以上の視点を媒介として、従来最も心理学がかかわることの希薄であった法制度の分野に関する考察を加えることにより、福祉心理学の理論的展開の一助としたいと考える。

このテーマを考察するにあたっては、主体、客体、主観、客観、能動、受動、正義、平等、公正、公平、そして利益、能力、権利、義務等の用語をしばしば用いることとなる。これらの用語は、今日における心理学のみならず福祉学によって立つ基盤に基づいて必ずしも専門的に解明し得る分野ではない。従ってこの考察自体が、明確には確立されていない福祉哲学的、法福祉学的、福祉社会学的領域を含む学際的考察を欠かせない。この難題は深く重いが、しかし避けて通ることができない。以下の考察について、学際的な立場からの意見、批判を仰ぐことができれば幸いである。

III 考察

1 主体と客体の相互性

(1) 主体的自我と客体的自我

最初の重要なテーマは、人間が環境とのかかわりの中で生存し、生涯にわたり発達する過程において、如何に自己の尊厳性や自己実現と、他者の尊厳性や他者の自己実現との相互性を認識し、それを尊重し、行為に移すかということである。それは、主体と客体との相互性を如何に認識するかということにかかわっている。そこで、主体と客体との関係を先ず明らかにする必要がある。

ここで言う主体とは、人間における自我（自己自我）を言い、客体とはその人間が対している他者の自我（他者自我）を言う。主体と客体の相互性という観点で重要なことは、人間における自我を個々人の統合された人格の中核であると共に、二つの機能即ち主体的自我と客体的自我の機能として捉える必要があるという点である。主体的自我とは、環境との相互作用における中核に位置する基本的かつ全体的な自我である。これに対し客体的自我とは、主体的自我と環境とに介在し、主体的自我によって意識される自我である。客体的自我は、従って主体的自我が客体として捉える自己（myself）である。個人が主体として客体にかかわる時、主体的自我なくしてそれは生起しないが、しかし主体的自我と客体的自我の相互作用を通じて統合化された主体（自己自我）が、客体（他者自我）と相互作用を営むのである。従って主体的自我は、自己を客体視し、客体を客体視する二重の客体化⁴によって、他者自我との相互理解、共感、役割期待や責任行使が促進される。この過程を経ることによって、真の客体理解がすすむといつてよい。その意味について更に深く検討したい。

(2) 絶対的価値論、非価値・脱価値論の限界

自我の考察の歴史を辿ると、主体的自我そのものが考察を加えるという哲学的な営為を通じて、古代から近代にかけてまた現代においてもなお、神あるいは絶対的存在と人間との関係において、また精神と物質の関係における形而上学的人間論や、唯心論、唯物論、認識論等を通じて常に論議されてきた。その中では、思考し行動する自我が独立した主体性⁵を持ったものというよりも、絶対的価値のもとに自我が支配されている命題を前提とした、非主体性の論理が主要であった。Locke, J.以降次第に主張されるようになった自然法、自然権は⁶、本来人間すべてが有している筈のものという前提で次第に意義づけられてきたが、神あるいは絶対的規範等の全能的権限、絶対権力者の支配、采配の下においての独立、平等や権利であった。

この絶対的価値論及びこれと類似する理論の特徴は、絶対的なるものと主体的自我との関係のみが重視され、客体的自我への視点が欠けていることである。それは即ち、客体との相互性をもたらす二重の客体化の過程は全く配慮されない。この絶対的あるいは全能的権限による法制度や実践志向は、今日殆ど影響力を持っていない。しかし、基本的人権や自由が人間本来の固有の権利とする考え方や、権利そのものの絶対的意義を強調する背景には、このような絶対的価値論と共通の認識を伴っていることがある。それは一見権利重視、権利保障の重視に見えるが、福祉の理念及び実践において客体的自我を介在させない法制度絶対視論にみられる福祉の対象化、即ち客体を単に対象者として捉える視点と同様の限界をもたらしやすい。主体的自我が、他者との相互性を配慮することを怠ると、客体的自我を通じた他者理解、共感、役割期待や行使が促されにくい。

一方自我そのもの、並びにそれと環境との関係に考察を加える心理学的営為においても、古代から近世哲学における上述の見解の心理学的貢献はきわめて大きかった。それは次第におもむね主体的自我が非主体性から主体性への変遷を辿ると共に、心理学的、神経生理学的な科学の進歩によって、個々人の人格の基礎にある主体性を持った自我、更には主体的自我と客体的自我を対象とする方向で多様な広がりを見せた⁷。

いわゆる科学は、絶対的価値を否定し、脱価値的、非価値的志向を最も重視して論理性、客観性、普遍性に基づく主体による客体（環境及び概念のすべて）の対象化と分析をすすめてきた。科学の進歩がもたらした社会への貢献はきわめて大きく、科学主義に対する信望は次第に揺るがぬものとなった。そのことは、価値的見解イコール非科学的見解とする傾向をも強化させた。

その中で心理学は、その科学が対象とする客体として、科学する主体（客体的自我）そのものをも包含するという背反的要素を抱えざるを得なかった。そのことは、心理学の進歩と共に客体の対象化によってもたらされる科学による非人間化への懐疑とか、人間科学への反省や懐疑をしばしば伴わせることとなる。

主体的自我が、他者との相互性を配慮することを怠ると、客体的自我を通じた他者理解、共感、役割期待や責任行使が促されにくいという問題はここでも生ずる。そして今日、絶対的価値と対極的な位置にある科学の分野において、ひたすら科学万能主義の道を行って来た人間のこれまでの歩みへの深い反省や懐疑は、主体的自我が、客体としての自然、社会、国家、民族、地球等々を科学の対象化とする余り、それらとの相互性を配慮する

ことを怠ってきたことと関連しているように思われる。客体的自我を通じた人々、自然、地球への理解や共感、役割期待や責任行使のあり方が問われていると言える。

(3) 相対的価値論の重視

筆者は、主体的自我と客体的自我の相互作用を通じて統合化された主体（自己自我）が、客体（他者自我）と相互作用を営むという二重の客体化によって、真の客体理解がすすむと先に述べた。主体の動機、意図、行為は何らかのニーズを伴っており、それを環境との接点で他者に対しての客体的自我は、客体である他者もまた全く同様に何らかのニーズを伴っていると認知することができる。その相互関係によって、絶対的価値あるいは非価値・脱価値のように、一方の主体または客体を固定的に前提化・条件化することによってそれが抑制され、あるいは歪曲される機制を防ぐことができる。

これを克服するためには、両者の尊厳性即ち人間性の価値を先ず受容する相対的価値論に立った考察が必要となる。例えば今日心理学のみならず広く用いられる自己実現 (self actualization) の概念を示した Maslow, A. H. は、人間の健康性や尊厳性に高い価値を置き、福祉心理学の価値的側面を多面的に示唆している⁸。また例えば、福祉心理学の展開においてきわめて重要な分野を占める愛他的 (altruistic) 行動、向社会的 (prosocial) 行動に関し、さまざまな研究が進展した。その中心をなす Eisenberg, N. の向社会的行動の理由づけにおける第5段階の強く内面化された (internalized) 段階の福祉心理学的アプローチ⁹、あるいは Kohlberg, L. の道徳性の発達第6段階における公正、権利、人間の尊厳性の普遍的原理の理論的展開¹⁰、更に Batson, C. D. の向社会的、愛他的行動の動機づけの経路モデルの理論的仮説の展開¹¹などは、自己 (主体) と他者 (客体) との相互性に基づく相対的価値を科学的検証の重要な糸口にしている典型であるように思われる。

最後に、福祉心理学的考察において不可欠な法哲学、法学の分野における主体と客体の相互性を重視した相対的価値論に立った重要な理論や仮説について触れたい。正義、公正、公平という概念は、心理学の分野においては道徳性の中で考慮されることが多いが、福祉心理学においては今後きわめて重要な概念として組み込まれるであろう。公正としての正義 (justice as fairness) の理論を展開した Rawls J. は、きわめて価値的推論の色彩の濃い「正義論」の中で、しかし無知のヴェールの条件下での始原状態 (original position) を設定し、また最悪の結果は最善を指向させるというマクシミン・ルールを提示している¹²。これらの理論は児童の権利を保障し、

児童の最善の利益を考慮する福祉心理学的課題を検討する上できわめて示唆に富むものである。また、Frieden, M. は、社会を人間の社会性を反映するとともに高めるような相互行為的存在であると規定し、社会福祉における権利と責任について論じている¹³。主体と客体の相互性に基づく権利、義務等について、次稿で考察したい。

<引用文献及び註>

- 1 Key, E (小野寺信・小野寺百合子訳)「児童の世紀」富山房 1979
- 2 網野武博「児童の権利、義務と自立」季刊社会保障研究 Vol. 24 1988
- 3 網野武博「福祉心理臨床とは何か」(網野武博・乾吉佑・飯長喜一郎編「福祉心理臨床」) 星和書店1992
- 4 客体視、客体化という用語は、客観視、客観化という表現とも一部同義であるが、しかし主観、客観という対比は逆に概念上の混乱を来し、本稿の定義上明確化する必要性がないと考えるので、subject, objectとしてのそれを主体、客体として表現する。但し、引用や通常の表現における「客観性」、「主観性」という表現はそのまま用いている。
- 5 主体性という用語は、「主体」という言葉と混同しがちである。ここでは、紅林が考察している主観性と独立性を包含する主体性を参考とした概念である。なお、主観性については註 4を参照されたい。
(紅林伸幸「<主体性>概念の検討—行為の「主観性」と「独立性」をめぐる—」東京大学教育学部紀要第28集 1988
- 6 Locke, J. (宮川透訳)「統治論」:世界の名著27 中央公論社 1968
- 7 今田恵「心理学史」岩波書店 1962
- 8 Maslow, A. H. (上田吉一訳)「人間性の最高価値」誠信書房 1973 及び「完全なる人間」誠信書房 1979
- 9 Eisenberg, N.: The development of reasoning regarding prosocial behavior (Eisenberg, N. ed.; The development of prosocial behavior) Academic Press 1982
- 10 Kohlberg, L. (永野重史編訳)「道徳性の発達と教育: コールバーグ理論の展開」新曜社 1985
- 11 Batson, C. D. & Oleson, K. C.: Current status of the empathy altruism hypothesis (Klark, M. S. ed.; Prosocial behavior) Sage publication 1991
- 12 Rawls, J.: A theory of justice Belknap 1971
- 13 Frieden, M. (玉木秀敏、平井亮輔訳)「権利」昭和堂 1992